

建設業の労働災害防止対策のポイント

基本的な安全管理、安全行動を徹底し、労働災害を防ぎましょう。

盛岡労働基準監督署

1 施工計画に基づく基本動作の徹底

施工計画や作業計画によって禁止事項を示しているものの、具体的な安全措置が明確になっていないケース、あるいは、施工計画に示されているものの、当該計画に基づく作業が行なわれていないケースが認められます。また、短期間、短時間で終わる作業だからと、安全措置を省略しているケースもあり、結果として労働災害を発生させ、現場作業に甚大な影響を及ぼしています。

- (1) 元請事業者は、施工計画や作業計画、指示・指導に基づく安全作業が日々確実にこなされているかどうか確認するため、「安全施工サイクル」による活動を徹底すること。
- (2) 計画に基づかない作業が発生した場合には、一旦作業を止め、その原因・理由を必ず確認し、計画の見直しを行い、見直された計画を全作業員に確実に周知させたうえで作業を再開することをルールとして定め、その旨を元請及び全請負者と作業員一人ひとりに周知徹底すること。

2 安全ルールの遵守と確認の徹底

本来取るべき正しい作業方法が守られず災害に至っているケースがあります。現場代理人・職長等の責任者が法令違反や各種のルール違反を見逃しては「作業員の命を守る」という使命が果たせません。過去の災害を教訓として定められた法令やルール厳守は基本中の基本です。

- (1) 現場に入場する全ての作業員が「安全ルール」を正しく理解し、確実に遵守する必要があるため、元請はもとより、下請の職長等責任者による現場巡視等においても「安全ルール」が守られているかどうか確認し、ルール破りを放置しないこと。
- (2) 「安全ルール」が守られていない場合には、現場での注意だけにとどまらず、なぜ安全ルールが守られなかったのかその背景・理由を必ず確認し、今後どのようにしたら遵守できるか、元請・下請で作業計画・作業手順の見直しも含めた検討を行い、必要な指導教育を実施すること。

3 店社による安全衛生パトロールの実施

現場単位の安全活動は当然ですが、「店社」としての安全衛生パトロールの実施が重要です。

- (1) 現場任せにせず、企業として労働災害防止に取り組む必要があるため、経営トップである事業主自らが必ず現場に赴き、施工計画や作業計画に基づく安全ルールが守られているかどうか、日々の安全衛生活動が形骸化していないか、作業員への教育指導は行き届いているか、近道行為・省略行為・不安全行動はないか等々確認すること。
- (2) 店社パトロールによって不備が認められた場合には、現地での指導にとどまらず、その原因の究明と再発防止に向けた具体的な措置について店社に報告させ、改善状況をチェックすること。
特に、同様の問題が繰り返し確認された場合は、店社としての安全対策を検討し、他の現場にも水平展開するとともに、再発防止措置の定着を図ること。

4 リスクアセスメントの実施、具体的な措置の検討

日々行われている「KY活動」では、リスクアセスメントも併せて実施している現場も多くなっていますが、「手元注意」「足元注意」など注意力に頼る対策によってリスクが軽減されると評価する傾向があり、危険な状態が改善されていないケースが多々確認されていることから、災害防止のための「具体的な措置」「具体的な行動」の検討が必要です。

- (1) 工程表に基づき、予定される作業について、リスク（ハザードは何か、生ずる被害の程度はどうか等）を検討し、作業開始前に、あらかじめ、具体的なリスク軽減措置（主にハード面の措置）を講ずることを狙いとする。また、店社の安全衛生担当者が積極的に関与すること。
- (2) 「手元注意」「足元注意」など「注意する」「気をつける」というレベルにとどまっており、具体的な措置が講じられていないケースが目立ちます。工種・工程・作業内容等に応じた具体的な作業方法・具体的な安全行動・具体的な安全措置を検討すること。
- (3) 安全対策は、禁止ルール型ではなく、「実行ルール型」を基本とし、どんな措置・行動を取るか具体的かつ明確に定めること。また、標識・表示等も適時活用すること。

5 職長クラスの「安全教育」「衛生教育」は 反復・継続的な実施

安全衛生の要である職長の果たすべき役割は非常に大きく、多岐にわたることから、職長クラスには高い安全衛生意識レベルが求められます。法改正や新たなガイドラインなども含め、職長クラスに対する継続的な安全衛生教育が必要です。

- (1) 店社として、安全衛生教育に関する年間計画を策定し、継続的に実施すること。また、その効果が現れているかどうか、安全パトロール等で確認すること。同様の問題が繰り返し確認された場合や赤チン災害などが発生した場合には、安全衛生教育を追加実施すること。
- (2) 各施工現場の安全衛生教育については、作業の工程表に盛り込み、作業進捗状況に応じ、時期を逸することなく、下請事業者の職長も含め実施すること。

6 下請事業者、一人親方等の安全衛生教育の実施状況の確認

下請作業員、一人親方、技能実習生等外国人労働者（「以下、下請作業員等」という）において不安全行動や作業計画・作業手順から外れた作業が行われないう、下請作業員等に対して安全衛生教育を確実に実施し、安全衛生に関する知識の習得を図る必要があります。

- (1) 元請事業者は、下請事業者等の安全衛生教育の実施計画・実施状況を随時確認し、未実施又は不安全行動が確認された場合には、これを放置せず、速やかに必要な指導を行うこと。
- (2) 現場入場の際に元請事業者が実施する新規入場者教育においては、形式的な内容に終始することなく、施工計画・作業計画・作業手順書等の周知とともに、従事する作業におけるリスク軽減のための具体的な措置を明確に指示すること。
- (3) 現場で作業する一人親方、資材搬入業者、警備員などに対しても、下請事業者の作業員と同様に、必要な指導・指示を行うこと（2023年4月1日から安全衛生法が改正されています）。

7 作業主任者の職務履行の徹底

安全な作業を確実にを行うためには、作業主任者の選任はもとより、その職務を実行することが特に重要です。

- (1) 作業主任者として選任された者が別の作業に従事し、求められる職務を履行しなければ、不安全行動の放置や必要な対策が実行されない等、労働災害のリスクを高める要因となるため、各作業主任者に対する安全教育・衛生教育を計画的かつ継続的に実施すること。
- (2) 現場内安全衛生パトロール、店社安全衛生パトロール、事業主パトロール等においては、作業主任者がその職務を確実に果たしているかどうかという点についても必ず点検すること。
- (3) 作業主任者の職務不履行が確認された場合は、その要因・背景を洗い出し、本来業務も含めた業務分担の見直し、工程の見直し、増員等、作業主任者の職務が確実に履行されるよう、必要な対策を検討すること。

8 職業性疾病の予防

職業性疾病の予防のため、必要な対策、教育、管理を適切に実施する必要があります。

- (1) 腰痛症、じん肺症、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒、硫化水素中毒、振動障害、高気圧障害、白内障、有機溶剤中毒等々、作業に応じたリスクアセスメントを行い、必要な対策を明確にし、下請事業者等全ての関係作業員に対する指示と措置の確実な履行を徹底すること。
- (2) 衛生教育の実施により、危険有害性の認識を促し、措置の必要性を理解させること。
- (3) 現場で使用する有機溶剤等については、SDS（安全データシート）を元請作業員・下請作業員等に確実に周知すること。
- (4) 防じんマスク、耳栓、保護メガネ、防振手袋等の衛生保護具の正しい着用方法に関する衛生教育を実施すること。また、保護具着用管理責任者を選任し、保護具の着用方法は正しいか、破損や汚れはないか、適切に交換しているか等その職務を行わせること。

9 災害の再発防止検討会の進め方

ヒヤリ・ハット事例は放置せず、ケガに至る前に「危険の芽」を摘み取る必要があります。

- (1) 労働災害、ヒヤリ・ハットの事例において再発防止検討会を行なう際には、「人の行動面」「管理面」「設備面」等、ハード・ソフトについて、それぞれ掘り下げて検討を行うこと。
- (2) その手法として、
 - ① K J 法（カード 1 枚に一つの記述、課題を共通グループに分類する方法）
 - ② ロジックツリー（キーワードから要因を枝分かれさせる）
 - ③ 特性要因図（魚骨図、背骨を中心に、考えられる要因、更にもその掘り下げ、背景を検討）等の方法を活用し、「なぜ」について 2 段階掘り下げて考える（なぜなぜ分析）等、従来の手法にとらわれない災害分析を実施すること。

10 「指差呼称」の実施

安全対策として「注意する」「気を付ける」だけでは不十分です。

注意力を高め、安全行動を確実に実践する手法、あるいは確認を徹底する手法の一つとして「指差呼称」「指差確認」は非常に有効性が高いものです。

- (1) 指差呼称を実施するタイミング、場所、作業について、店社としてルールを定め、作業手順書・作業標準等に盛り込み、全作業員に周知すること。
- (2) 安全衛生教育に「指差呼称」を加え、作業手順書・作業標準等の周知とともに、実践教育を実施すること。
- (3) 施工現場には、鏡を設置し、朝礼・昼礼の際に、安全带（要求性能墜落制止用器具）や保護帽などの着用状況の確認時に「安全带よし！」「ヘルメットよし！」などを実践すること。
- (4) 単独作業では、特に安全確認がおろそかになる傾向があることから、作業の要所において「指差呼称」を実践すること。

[職場のあんぜんサイト：指差呼称\[安全衛生キーワード\] \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)



安全衛生教育、社内研修を定期的の実施し、作業に必要な知識の習得、正しい作業の励行を促し、労働災害を未然に防ぎましょう。

建設業における安全衛生教育資料はこちら

建設業における安全対策



一人親方等の安全及び健康の確保



技能実習生に対する安全衛生教育資料はこちら

建設業に従事する外国人労働者向け教材



盛岡労働基準監督署からのお知らせ



2024.1.10